

新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証第4号の
認定申請に必要な書類

【認定要件（次のいずれにも該当する中小企業者が措置の対象となります）】

- ・ 経済産業大臣の指定を受けた地域において1年間以上継続して事業を行っていること
- ・ 経済産業大臣の指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等による影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること

	法人	個人	
1	中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書		<input type="checkbox"/>
2	売上高計算表（セーフティネット保証第4号）		<input type="checkbox"/>
3	法務局が発行する履歴事項全部証明書またはその写し （3ヵ月以内に発行されたもの）	事業所所在地が確認できる書類の写し （所得税確定申告書、ホームページ、パンフレット等）	<input type="checkbox"/>
4	許認可等を必要とする業種は、許認可証の写し		<input type="checkbox"/>
5	最近1カ月の売上高等が確認できる書類の写し （試算表、売上台帳等の財務諸表） ※書類には署名捺印または記名押印により原本証明をしてください。		<input type="checkbox"/>
6	上記期間後の2カ月の売上高等の見込表（任意様式） ※書類には署名捺印または記名押印をしてください。		<input type="checkbox"/>
7	前年同期（3ヵ月）の売上高等が確認できる書類の写し （国税申告書、試算表、売上台帳等の財務諸表） ※書類には署名捺印または記名押印により原本証明をしてください。		<input type="checkbox"/>
8	（代理申請の場合）委任状		<input type="checkbox"/>